

4. 申請にあたってのQ&A

Q 学生支援緊急給付金とあわせて、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金を利用することはできないのですか。

A この給付金は、既存の支援制度（①高等教育の修学支援新制度、②日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子奨学金）、③民間等による支援制度）を活用していること、又は既存の支援制度への申請を行う予定であることを求めている、この機会にぜひ自分の利用可能な制度を知り積極的に活用ください。

Q 家庭からの仕送りなどの支給要件を完全に満たさないと対象にならないのですか。

A 要件を満たすことを求めています、最終的には大学等が学生等の自己申告状況に基づいて実情を勘案して、総合的に判断します。

Q 学業成績等の要件を満たさず、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できない者は申請できないのですか。

A 第一種奨学金の「緊急採用」に申請していただくことになります。なお、第一種奨学金の申請要件を満たさない方については、民間等の奨学金や学校独自の支援制度等の利用を予定していれば申請可能です。

Q 高等教育の修学支援新制度の対象外である学校に通う学生等（大学院生含む）も対象となりますか。

A 対象となります。ただし、第一種奨学金（無利子奨学金）を限度額まで活用している又は申請を行う予定であることを求めています。

Q 留学生も対象になりますか。

A 対象となります。

Q 年齢要件はありますか。

A 年齢に関する要件はありません。

Q 休学中でも対象となりますか。

A 休学中でも、支給要件を満たせば対象となります。

Q 必要な証拠書類が揃わないと申請できないのですか。

A 証拠書類の一部が揃わない場合であっても、自己申告で申請することは可能です。ただし、万が一、申告内容に虚偽があった場合は、返金してもらうことがあります。

Q 仕送り額、バイト代収入、授業料の引き落としの時点はいつ頃のものが求められているのでしょうか。

A 本年1月以降の時点を目安としてください。

Q 自宅から学校に通っている者、家賃の負担がない者については支援対象外でしょうか。

A 本給付金は家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、新型コロナウイルスの影響により修学の継続が困難になっている学生等を支援するものであることから、親権者の住居に居住する者や家賃の負担がない者等が直ちに支援の対象者から除外されることはありません。自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は、その旨を大学等に自己申告頂くことで支給対象となり得ます。

Q 4月に入学し、アルバイト収入の減少がない場合は、申請できないということですか。

A アルバイトを予定しており、得られるはずであった収入が得られなかった場合は対象となります。この場合、申請書「3. 申し送り事項」にそのような事情を申告いただくことで、「③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い」「⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比50%以上）している」の要件を満たすこととします。

Q 現在、2校以上の大学等に在学しているのですが、申請はどの大学から行えばよいですか。

A あなたが在籍している大学等のいずれか1校から申請を行ってください。複数の大学から申請を行うことの無いようにしてください。

Q 現在既存の支援制度を活用しておらず、今後申請を行う予定なのですが、採用に至らなかった場合は、給付金を返金することになるのでしょうか。

A 既存の支援制度に申請を行い、仮に採用に至らなかった場合でも、本給付金を返金していただく必要はありません。

Q 既に大学独自で実施している学生に対する給付金等を受け取っている場合でも、申請は可能でしょうか。

A 本給付金の支給要件を満たしていれば申請可能です。